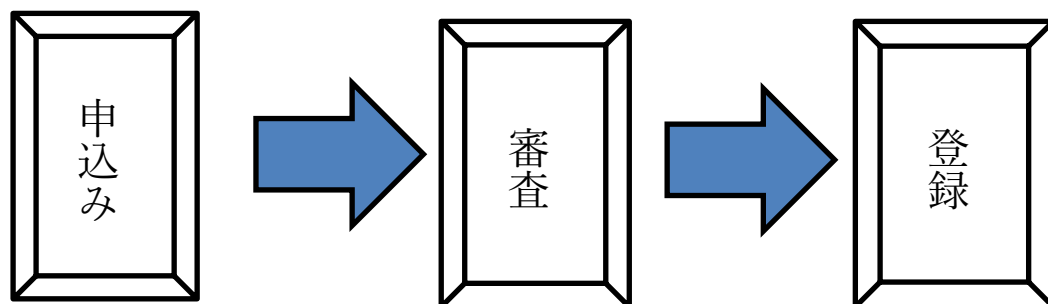


取扱店の登録について

【取扱店とは】

指定収集袋を市民に有料交付（以下「販売」という。）し、その代金（ごみ処理手数料）を収納し、商工会議所へ納付する業務を行う店舗を指します。

取扱店になるためには、次の手順を経る必要があります。



・（１） 審査・登録

ご提出いただいた書類を審査し、適正であると認められた場合には、協定書を送付しますので、署名押印の上ご返送ください。その後、取扱店の登録を行います。

登録された取扱店は、市のホームページ等に掲載し、広く周知します。

・（２） 資格要件

- | |
|--|
| ① 指定収集袋の販売業務を継続して行うことができる個人又は法人であること |
| ② 市税等の滞納がないこと |
| ③ ごみ処理手数料の収納等公金の適正処理及び指定収集袋の適正管理ができること |
| ④ 反社会的勢力ではないこと |

・（３） 審査・登録

ご提出した書類を審査し、適正であると認められた場合には、協定書を送付しますので、署名押印の上ご返送ください。その後、取扱店の登録を行います。

登録された取扱店は、海老名商工会議所または市のホームページ等に掲載し、広く周知します。

(4) 取扱店の申し込み

申請書類については下記のとおりです。

※海老名商工会議所にご加入されていない事業所は別途提出書類がございます。

確認事項	入手場所	備考
① 海老名市指定収集袋取扱店申込書【様式 1】	海老名商工会議所 ・窓口 ・ホームページ	書き方が不明な方は商工会議所にご相談ください。
② 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書【様式 2】	“ ”	
③ 納税証明書の写し	市役所	○法人 直近 1 年分の法人市民税の納税証明書の写し ○個人 直近 1 年分の個人市民税の納税証明書の写し
④ 店舗等所在地の地図	・インターネット ・書籍の地図(コピー)	所在地をマーカー等で引いてください。
※ 海老名商工会議所にご加入されていない事業所は下記資料も添付		
⑤ 事業を営むための許認可証明書類の写し	ご自身保管	※現在所持しているもののコピー <input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 食品衛生責任者省 <input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 理、美容師免許 <input type="checkbox"/> その他所持している資格、免許等
⑥ 個人事業開業届の写し(税務署受付印付き)	ご自身保管 (個人事業の場合)	紛失又は見つからない場合は確定申告書の写し ※⑥⑦どちらかのご提出です。
⑦ 履歴事項全部証明書、定款、役員名簿の写し	法務局 (法人の場合)	※⑥⑦どちらかのご提出です。
⑧ 直近の決算書及び損益計算書の写し	ご自身保管	直近の写しをご提出ください。(経営状況を確認するため、毎年度ご提出いただきます。)